

熊本市有機フッ素化合物対策専門家会議傍聴要領

制定 令和 7年 7月 1日 環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市有機フッ素化合物対策専門家会議(以下「専門家会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 専門家会議を傍聴しようとする者は、専門家会議当日の会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券(別紙様式)の交付を受けた者に対し、傍聴を認める。

(傍聴人の数の制限)

第3条 専門家会議の会長(以下「会長」という。)は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の入場)

第4条 傍聴人は、傍聴券を提示し、係員の指示に従わなければならないこととする。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号の一に該当すると認められる者は、専門家会議を傍聴することができないこととする。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 専門家会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他会長が傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を遵守することとする。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可を受けた場合を除き、写真機、録音機等を使用しないこと。
- (6) 専門家会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) その他会長の指示に従うこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は専門家会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたとき又は専門家会議が非公開とされたときは、直ちに退場しなければならない。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する

(別紙様式)

年 月 日

傍 聴 券

No. _____

- ・この傍聴券は、本日の専門家会議に限り有効です。また、本券を他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。
- ・専門家会議途中での入退場は原則としてできません。
- ・会議室へ入室の際は、本券を一人ずつ持って係員に提示してください。
- ・この傍聴券は、退場の際に係員に返納してください。
- ・傍聴席では、「傍聴人の遵守事項」を厳守してください。

【熊本市有機フッ素化合物対策専門家会議】

傍聴人の遵守事項

傍聴人は次の事項を遵守すること。

- 1 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 2 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- 3 議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- 4 飲食又は喫煙をしないこと。
- 5 会長の許可を受けた場合を除き、写真機、録音機等を使用しないこと。
- 6 専門家会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 7 その他会長の指示に従うこと。

※ 専門家会議が非公開となった場合は、会長の指示により退場していただきますので、御了承ください